



遺言書を隠したら罪になりますが、 あえて告げない場合はどうなるの?



**自筆証書遺言だと明らかに隠匿とされるようですが、
公正証書遺言の場合は裁判所の判断が求められます。**

難しいご質問で、弁護士にご相談される内容ですね。ここではご参考までの情報をお伝えしておきます。

法務局で行う自筆証書遺言保管制度には2つの通知制度があります。

一つは、戸籍担当部局と連携して遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認した場合に、予め遺言者が指定した方(3名まで指定可)に保管されている旨をお知らせするものです。遺言者が希望しない場合は通知されません。

もう一つは関係遺言書保管通知と呼ばれていて、遺言者死亡後、関係相続人等が遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付を受けると、その他の関係相続人等全員に、遺言書保管官が遺言書の保管をお知らせするものです。

一方、公証役場で作成する公正証書遺言は、証人2人以上が立ち合いし、原本は公証役場で保管され、遺言者には正本と謄本が交付されます。自筆証書遺言保管制度と比べて遺言書が手元にあり、分かりやすいともいえます。見つからない場合でも、1989年以降、相続人等は遺言検索システムで全国どここの公証役場でも遺言書の有無が検索できるようになっています。

遺言書を隠した場合(隠匿:いんとく)は民法891条5号で相続欠格になります。相続人になれません。隠したのではなく、知りながら存在を告げない場合はどうなるのか。自筆証書遺言の場合は、明らかに隠匿になるようです。公正証書遺言の場合は、裁判例

では事実関係に応じて隠匿に当たらない場合を認定しているようです。判例を簡単にご紹介しておきます。

相続人の1人が他の相続人の1人に対して遺産分割協議の成立まで存在と内容を告げなかったが、被相続人の妻は存在と内容を知っていたという事例では、平成6年の最高裁判決で隠匿に当たらないと判断しています。

平成9年の最高裁判決では、隠匿があったと認識されても、相続欠格には加えて「相続に関して不利な利益を得ようとする動機・目的」が必要とあり、内容が隠匿者にとって必ずしも不利とは言えない場合は相続欠格には当たらないという解釈も出ているようです。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 飯田 利治

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315
電話：050-3748-0168
FAX：050-3588-8093
<https://tiidal68.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所
行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所
行政書士 高田 哲朗

〒271-0045
松戸市西馬橋相川町
117-408
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090
<https://office-takata.jp>



デジタル遺言書の開始で、 どう便利になるのですか？



メリットとしては①遺言作成の手軽さ、
②保管の安全性、③遺言執行の迅速化です。

遺言書は、紙に手書きする自筆証書遺言や公証人が関与する公正証遺言が主流ですが、令和2年に導入された法務局による自筆証書遺言保管制度に続き、今後は更に一歩進んでデジタル遺言書の制度化に向けた動きが本格化する見込みです。これにより、遺言の作成・保管・執行に関する利便性が大きく向上することが見込まれています。

まず、作成の手軽さです。スマートフォンやパソコンを使って、専用のオンラインシステム上で遺言書を作成できるようになれば、誤字脱字や形式不備による無効リスクも減少

します。更にAIやガイド機能によって法的に有効な内容をサポートしてくれる仕組みも期待されています。

次に、保管の安全性とアクセス性の高さです。紙の遺言書は紛失や改ざんのリスクがありましたが、デジタル遺言書は暗号化されたクラウド上に安全に保管され、本人確認を経ていつでも確認・更新が可能になります。相続人や関係者が遺言の所在を知らずに手続きが進んでしまうといったトラブルも防げます。

更に、執行の迅速化も見逃せません。遺言書がデータで保管されていれば、相続開始後、速やかに内容を

確認でき、家庭裁判所の検認手続きも不要になる可能性があります。これにより、相続手続きがスムーズに進み、遺族の負担も軽減されます。

デジタル遺言書は、想いを確実に伝える仕組みとして、人生の終盤を安心して迎えるための新しい選択肢と考えられます。テクノロジーの力で、誰もが気軽に遺言を残せる時代が始まろうとしています。

ただし、現時点でデジタル遺言書が制度化されているわけではありません。デジタル遺言書は便利で革新的な仕組みですが、法的な裏付けや技術的な安全性、利用者のリテラシーなど慎重な検討が必要です。政府は令和7年7月にデジタル遺言書の制度化に向けた本格的な検討を開始しており、8年施行を目指しています。今後の制度整備と社会的な理解の進展によってこれらの課題が徐々に解消されることが期待されます。

(行政書士 半田 直子)

成年後見制度の見直しは、 どんな背景があるのですか？



2025年問題等、認知症患者数増加が見込まれます。

成年後見制度の見直しは、超高齢社会の進展や認知症高齢者の増加を背景に進められています。

現行制度は「終身制」が原則で、一度開始すると本人の判断能力が回復しない限り終了できず、遺産分割や一時的な財産管理のために利用しても報酬負担が続くといった使いづらさが指摘されてきました。

また代理権が広範に及び、本人の意思決定が十分に尊重されない点も問題視され、利用者数はニーズに比べて大きく不足しています。

さらに、障害者権利条約が求める「本人の意思を尊重する制度設計」に

対応する必要もあり、抜本的改革が求められています。

2025年の法制審議会中間試案では、制度の柔軟化が大きな柱とされています。

第一に、家庭裁判所の判断で後見を途中終了できる仕組みを導入し、「必要な時だけ」利用できる制度を目指します。

第二に、利用開始時に有効期間を定め、更新がなければ終了とする案や、定期報告に基づき裁判所が継続可否を判断する案が検討されています。

第三に、後見・保佐・補助の三類

型を維持するか、個別権限をオーダーメイドで設定する単一類型へ移行するかが議論されています。

加えて、後見開始時に本人の同意を要件とすること、後見人の交代を柔軟に認めること、事務内容に応じた報酬設定に改めることも提案されています。

今後は2025年中にパブリックコメントを実施し、2026年通常国会への民法改正案提出が目標とされています。

見直しの方向性は、従来の硬直的な仕組みから「必要な範囲・期間で」「本人の意思を最大限尊重する」制度へと移行することにあります。

これにより、利用者にとって身近で実効性のある成年後見制度が期待されています。

(行政書士兼FP 飯田 利治)